

平成 30 年 11 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社コナカ
代表者名 取締役社長 湖中 謙介
(コード番号：7494 東証第一部)
問合せ先 専務取締役 二田 孝文
(Tel 045-825-7700)
<http://www.konaka.co.jp/>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 11 月 9 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 30 年 12 月 18 日開催予定の第 45 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 取締役及び監査役が、その職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することができるよう、また、今後広く優秀な人材を招聘することに資するため、会社法第 427 条の規定により、当社と社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を、当社定款第 32 条及び第 42 条として新設するものであります。

なお、定款第 32 条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(新 設)	(社外取締役の責任免除)
第 32 条～第 40 条 (条文省略)	<u>第 32 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、善意でかつ重大な過失なく任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u>
(新 設)	第 33 条～第 41 条 (現行どおり)
	(社外監査役の責任免除)
第 41 条～第 47 条 (条文省略)	<u>第 42 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、善意でかつ重大な過失なく任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする</u>
	第 43 条～第 49 条 (現行どおり)

以 上